

## 三鷹市中小企業等特別給付金 Q &amp; A

## 1 給付対象者について

No.	質問	回答
1	「常時使用する従業員の数」とは。	<p>中小企業基本法では、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を従業員と解しています。日々雇い入れられる者、2か月以内の期間を定めて使用される者、季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される者、試用期間中の者は該当しません。アルバイトやパート等は、上記を参考に個別に判断することとなります。</p> <p>また、会社役員及び個人事業主は「予め解雇の予告を必要とする者」に該当しないので、中小企業基本法上の「常時使用する従業員」には該当しません。</p>
2	令和4年1月1日以降に創業したが対象となるか。	令和3年12月31日以前から市内に事業所を有して事業を行っていることが要件となりますので、対象となりません。
3	「事業所」とは。	<p>「事業所」とは、経済活動の場所ごとの単位であり、原則次の要件を備えているものをいいます。</p> <p>①経済活動が、単一の経営主体のもとで一定の場所（一区画）を占めて行われていること。</p> <p>②物の生産や販売、サービスの提供が、従業者と設備を有して、継続的に行われていること。</p> <p>【例】店舗、工場、事務所、営業所など（社宅や社員駐車場、自社倉庫等は除外）</p> <p>※フリーランス等で、店舗、事務所等を持たない事業者は、住民登録地が事業所となります。</p> <p>※不動産賃貸業について、対象物件の所在地（市内/市外）は問いません。</p>
4	市内に事業所があることをどのように判断するのか。	原則、提出書類の確定申告書の納税地又は事業所所在地欄で判断しますが、確定申告以後に住所を移している等、確定申告書で確認ができない場合は、別の書類の提出にて判断します。詳細は、「申請書類作成の手引き」をご確認ください。
5	市外に法人登記をしているが、市内に事業所を有して事業を行っている場合、対象となるか。	対象となります。

6	市内に法人登記をしていて、市外の事業所で事業を行っている場合、対象となるか。	対象となりません。なお、事業所所在地の自治体で類似の給付制度を実施している場合がありますので、該当区市町村にお問い合わせください。
7	個人事業主で市外で住民登録をしていて、市内に事業所を有して事業を行っている場合、対象となるか。	対象となります。
8	個人事業主で市内で住民登録をしていて、市外の事業所で事業を行っている場合、対象となるか。	対象となりません。なお、事業所所在地の自治体で類似の給付制度を実施している場合がありますので、該当区市町村にお問い合わせください。
9	市税の納付状況はどのように確認するのか。	申請者の同意に基づき、市が納付状況を確認します。 【対象となる市税の種類】 ①市民税・都民税/法人市民税 ②固定資産税・都市計画税 ③軽自動車税 ④国民健康保険税
10	令和4年7月31日時点で納期が到来している市税を完納していないが対象になるか。	未納であっても納税に向けた相談を開始されたと判断できる場合は対象になる可能性があります。詳しくは生活経済課までご連絡ください。
11	NPO法人も対象となるか。	法人税法上の収益事業（法人税の申告）を行っている場合、対象となります
12	法人の代表者が個人事業主として別の事業を行っている場合、それぞれで申請は可能か。	法人としての確定申告と個人事業主としての確定申告を別に行っている場合、それぞれで申請が可能です。

## 2 事業収入等の減少率について

No.	質問	回答
1	新型コロナウイルスの影響に伴い、国、都及び三鷹市等から事業に関連して給付された課税対象となる給付金等にはどのようなものが該当するか。	<p>例：事業復活支援金（国）、緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金（国）、営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金（都）、中小企業等特別給付金（市）、飲食事業者の業態転換支援助成金（都）、テレワーク促進助成金（都）、コロナに負けない環境づくり補助金（市）など</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年中に入金されたものが対象です。（平成31年2月以降に開業した方は、令和4年1月～6月に入金されたものも算入の対象になります。）</li> <li>・課税対象となるかどうか不明な場合は、給付元にご確認ください。</li> <li>・従業員の雇用維持等を趣旨とした助成金等（雇用調整助成金（国）、産業雇用安定助成金（国）、小学校休業等対応助成金（国）、両立支援等助成金（育児休業等支援コース〈新型コロナウイルス感染対応特例〉（国）等）は、算入対象外です。</li> </ul>
2	平成31年2月以降に開業したため、年間の事業収入を比較できない場合はどうすればよいか。	令和4年1月から同年6月までの事業収入等の1月当たりの平均額（1円未満の端数金額は切り捨て）に12を乗じて得た額が、令和3年1月から同年12月までの間における事業収入等（開業日が令和3年2月1日以降の場合は、開業日が属する月から同年12月までの事業収入等の1月当たりの平均額（1円未満の端数金額は切り捨て）に12を乗じて得た額）と比較します。
3	事業収入等は市内の事業所分だけで比較するのか	事業全体で比較します。
4	減少率の小数点以下の取扱いはどうすればよいか。	小数点以下は切り捨てとしてください。

## 3 提出書類について

No.	質問	回答
1	複数事業を行っている場合、申請書の業種欄はどこにチェックすべきか。	主たる業種でチェックしてください。
2	雑益・雑損失等の内訳書はなぜ必要なのですか。	事業収入等に算入する給付金等の名称や金額を市が確認するために使用します。なお、様式第1号別紙「売上高減少確認書」に記入した内容と相違がある場合は、別途必要な書類を求めることがあります。
3	法人事業概況説明書を作成していない（月別売上が空欄である）が何を提出すればよいか。	令和3年分の月別の事業収入等が分かる書類（売上台帳、試算表、売上明細）を提出してください。 ※書類は法人名及び代表者名の記載、代表者印の押印がされたものをご用意ください。
4	【法人】令和3年度の決算が確定していないため事業収入等を確認できる書類を提出するが、所定の様式はあるか。	指定の様式はありません。令和2年分の月別売上金額が記載された売上台帳、試算表、売上明細、給付金等の給付決定通知書等をご提出ください。 ※書類は法人名及び代表者名の記載、代表者印の押印がされたものをご用意ください。
5	事業収入等に不動産収入が含まれるため開業届の提出が必要だが、紛失してしまった。どのようにすればよいか。	税務署にて再発行をしてください。
6	確定申告書第1表（法人の場合は別表1）に税務署の收受印の押印がないがどのように対応したらよいか。	<p>電子申告で次に該当する場合、收受印は不要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「受信メール通知」を添付する。</li> <li>・確定申告書第1表（法人の場合は別表1）に受付日時が印字されている。</li> <li>・青色申告会や税理士会等に代理提出等を依頼しており、依頼先団体の收受印が押印されている。（各団体への提出後に修正申告等を行っていないか、確認を行うことがあります。）</li> </ul> <p><u>上記に該当しない場合は次の対応をお願いします。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・提出する確定申告書類の年度の「納税証明書（その2 所得金額用）」（事業所得金額の記載のあるもの）を添付する。（税務署で取得可能ですが、発行までに時間がかかる場合がありますのでご注意ください。）</li> </ul> <p>※上記いずれにも該当しない場合やその他不明点等がある場合は、別途お問い合わせください。</p>

## 4 その他

No.	質問	回答
1	国や他自治体の給付金との併給は可能か。	可能です。
2	提出に際し、郵送方法に指定はあるか	申請にあたっては簡易書留等の（書類が市に届いたか確認できる）を推奨しています。
3	振込までの期間はどれくらいかかるか。	申請書を受領してから3週間程度となります。ただし、審査の状況により、振込まで時間を要する場合があります。
4	申請書はどこで入手できるか。	生活経済課（三鷹市役所第二庁舎2階）窓口、市政窓口、三鷹商工会で配布するほか、市ホームページから入手できます。
5	記入を間違ってしまった場合はどうすればよいか。	申請書兼請求書の金額欄は訂正ができません。間違えた場合は、新しい用紙に書き直しをお願いします。なお、その他の部分を訂正する場合は、訂正箇所に二重線を引いたうえで正しい文字を記入し、訂正印（法人：代表者印・個人事業主：私印 ※シャチハタ等不可）を押印してください。（修正液・修正テープ等による訂正はできません。）
6	書類に不備があった場合はどうなるか。	申請内容に不備等があった場合は、電話にて連絡し内容等の確認を行います。また、提出された書類だけで審査が困難な場合は、追加で書類の提出を求めることがあります。
7	提出書類は返却されるか。	申請書類は返却しません。必要に応じて事前にコピーをお取りください。